

**富山県社会福祉審議会条例**

## (設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条第2号において「認定こども園法」という。)第25条に規定する機関として、富山県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項及び法第12条第1項の規定による児童福祉に関する事項

(2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項

## (組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項について調査審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

## (委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決をする場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

## (専門分科会)

第7条 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 各専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長1人を置く。

3 専門分科会長及び専門分科会副会長は、それぞれその専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

(部会)

第8条 審議会は、専門分科会に、特定の事項に関する調査審議のため、部会を設けることができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 部会に部会長及び部会副会長1人を置く。

4 部会長及び部会副会長は、それぞれその部会に属する委員及び臨時委員が互選する。

5 前条第4項の規定は部会長に、同条第5項の規定は部会副会長について準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、第1項の特定の事項に関して諮問を受けたときは、部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、厚生部において処理する。

(細則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(富山県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の廃止)

2 富山県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(昭和62年富山県条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)第175条の規定による改正前の法第6条第2項の規定により置かれている審議会(次項において「旧審議会」という。)は、第2条の規定による審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令(昭和38年政令第248号)第1条の規定による旧審議会の委員としての任期の残任期間とする。

附 則(平成12年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第44号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成26年条例第61号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

(準備行為)

2 審議会は、この条例の施行前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定によりその権限に属させられる事項(同法第17条第3項の規定に係るものに限る。)を調査審議することができる。

## 富山県社会福祉審議会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、富山県社会福祉審議会条例（平成12年富山県条例第4号。以下「条例」という。）

第10条の規定に基づき、富山県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (専門分科会の設置)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第43号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第2項の規定に基づき、介護保険法第118条に規定する都道府県介護保険事業支援計画および老人福祉法第20条の9に規定する都道府県老人福祉計画について調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を、富山県民福祉条例（平成8年富山県条例第37号）第11条第1項に規定する基本計画について調査審議するため、福祉基本計画専門分科会を置く。

3 法第12条第2項の規定により児童福祉専門分科会を置く。

### (専門分科会の会議)

第3条 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

2 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

4 審議会において別段の定めをした場合のほかは、高齢者福祉専門分科会、福祉基本計画専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

### (部会の設置)

第4条 身体障害者専門分科会に審査部会を置き、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 身体障害者の障害程度の審査

(2) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（更生医療に限る）の指定又は指定の取消

2 児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 里親審査部会 里親の認定及びその取消に関する事項

(2) 児童福祉措置審査部会 次に掲げる事項

ア 児童相談所が行う入所措置等に関する事項

イ 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に関する事項

ウ 被措置児童等虐待に関する事項

エ 里親等委託中又は施設入所中の児童等に関する監護に関する事項

(3) 認定こども園・保育所審査部会 次に掲げる事項

ア 幼保連携型認定こども園の設置等の認可等に関する事項

イ 保育所の設置の認可に関する事項

### (部会の会議)

第5条 部会の会議については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「専門分科会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

2 前条第1項の事項について意見を求められたときは、同項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 前条第2項第1号の事項について意見を求められたときは、同号に規定する里親審査部会の決議を

もって審議会の議決とする。

- 4 前条第2項第2号の事項について意見を求められたときは、同号に規定する児童福祉措置審査部会の決議をもって審議会の議決とする。
- 5 前条第2項第3号の事項について意見を求められたときは、同号に規定する認定こども園・保育所審査部会の決議をもって審議会の議決とする。  
(委員長等が欠けた場合の互選)

第6条 委員長又は副委員長が欠けた場合には次の審議会において委員の、各専門分科会長又は副会長が欠けた場合には次の各専門分科会においてその専門分科会に属する委員及び臨時委員の、各部会長又は部会副会長が欠けた場合には次の各部会においてその部会に属する委員又は臨時委員の、それぞれの互選によってそれぞれを定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、富山県厚生部厚生企画課において処理する。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成13年1月10日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成14年5月31日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成20年12月3日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成22年2月24日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成24年12月11日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成26年10月30日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月2日から施行する。

## **社会福祉法（一部抜粋）**

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。